

総社市教育委員会告示第3号

総社市保育関係施設等物価高騰対策支援金支給要綱を次のとおり定める。

令和4年12月28日

総社市教育委員会教育長 久山延司

総社市保育関係施設等物価高騰対策支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症並びに原油価格及び物価高騰の影響を受けている保育関係施設等の負担を軽減し、もって安定的かつ継続的なサービスの提供に資するため、総社市保育関係施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育関係施設 次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定による認可を得て設置した保育所（同法第39条第1項に規定する保育所をいう。以下この号において同じ。）

イ 総社市教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則（平成17年総社市教育委員会規則第33号。次号において「指定管理規則」という。）の規定により指定を受けた保育所

ウ 総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年総社市条例第26号）第2条に規定する小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設

エ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定により、総社市長の権限に属する事務の一部を総社市教育委員会に委任する規則（平成17年総社市規則第49号）第2条の規定に基づき教育委員会が確認した認可外保育施設のうち、事業所内保育事業を行わない施設

オ 子ども・子育て支援法第59条の2の規定に基づく企業主導型保育施設

(2) 放課後児童クラブ施設 児童福祉法第34条の8第2項に規定する放課後健全育成事業の届出を行ったものが、指定管理規則の規定による指定を受けて運営している施設又は教育委員会から委託を受けて保育をしている施設をいう。

(3) 保育関係施設等 市内に存する保育関係施設及び放課後児童クラブ施設をいう。

(支給対象者)

第3条 支援金の支給を受けることができる者は、令和4年12月1日現在において保育関係施設等を運営している者（以下「事業者」という。）であって、継続して当該保育関係施設等を運営する意思があるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援金の支給を受けることができない。

(1) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体を運営している者

(2) 事業者若しくはその役員等が、総社市暴力団排除条例（平成23年総社市条例第15号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当するもの又は当該暴力団員等と密接な関係を有するものである者

(3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が適当でないと認める者

(支援金の額等)

第4条 支援金の額は、別表の区分に応じた保育関係施設等の数に支援額を乗じて得た額の合計額とし、100万円を上限とする。ただし、同一の事業者が複数の放課後児童クラブ施設を運営している場合における当該放課後児童クラブ施設の数、1とする。

2 支援金の支給は、1事業者につき1回限りとする。

(支給申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、令和5年2月28日までに、総社市保育関係施設等物価高騰対策支援金支給申請書に必要な書類を添えて、教育委員会に提出

しなければならない。

(支給決定等)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、総社市保育関係施設等物価高騰対策支援金支給決定通知書により、当該申請者に通知するとともに、支援金を支給するものとする。

2 教育委員会は、前項の審査の結果、支援金を支給することが適当でない認められるときは、総社市保育関係施設等物価高騰対策支援金不支給決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

3 教育委員会は、第1項の審査に当たり、支給申請に係る保育関係施設等その他の確認のため、申請者に対し、必要な報告を求めることができる。

(支給決定の取消し)

第7条 教育委員会は、前条第1項の規定により支給決定を受けた者が、虚偽その他不正の手段により支援金の支給決定を受けたと認めるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すものとし、既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その取消しに係る部分の支援金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	支援額
保育関係施設	1 保育関係施設当たり 40 万円
放課後児童クラブ施設	40 万円